

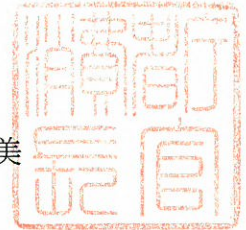


消食表第 620 号

平成 28 年 9 月 27 日

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会理事長 殿

消費者庁長官 岡村 和美



特定保健用食品の関与成分に関する調査について（依頼）

特定保健用食品の申請に必要な事項については、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 26 条第 2 項に規定されており、関与成分分析表等が必要となります。また、関与成分の量の留意事項については、「特定保健用食品の表示許可等について（平成 26 年 10 月 30 日付け消食表第 259 号消費者庁次長通知。以下「通知」という。）」において示しているところです。

今般、消費者庁長官の許可を受けた特定保健用食品に関与成分が規定量含まれていないという事案が発生しました。

今般の事案を受け、通知に示された留意事項を踏まえ、特定保健用食品中の関与成分量が許可等申請書の記載どおり適切に含有されているかについて調査を行うよう、貴会傘下の会員に対して依頼し、その回答を取りまとめて別紙様式に記入し、最新の分析結果及び表示見本を添付した上で、平成 28 年 10 月 26 日（水）までに御報告をお願いいたします。

また、平成 26 年に実施した特定保健用食品の表示事項の自主点検の際に販売していないと報告した商品及び今般調査の際に新たに販売していないと判別した商品については、至急、失効届を提出するように周知をお願いいたします。

別紙様式

調査結果報告書

許可取得者名：〇〇〇株式会社

番号	許可事項				現時点での 販売状況	調査結果
	商品名	許可番号	関与成分名	含有量		
(例1)	〇〇茶	第 abc 号	〇〇エキス (△△とし て)	〇mg (△△ として△ mg)	あり	平成〇年〇月〇日 に〇〇〇 (分析機関 名) にて分析を実施 し、関与成分の含有 量が適切であるこ とを確認している。
(例2)	〇〇茶	第 abc 号	〇〇	〇mg	なし	販売していないが、 平成 28 年〇月を目 処に再許可申請を 行う予定のため失 効届を提出してい ない。
1						
2						
3						
4						
5						
6						

(留意事項)

- 平成 26 年 4 月 14 日以降に実施した『①最新の分析結果』及び『②最新の表示見本』を添付すること。なお、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所又は登録試験機関で実施した分析結果が望ましいが、実施していなければ自社分析結果でも差し支えない。

- 商品名及び許可番号の欄については、許可を取得している全ての品目を記載すること。
- 調査の結果、関与成分の含有量が適切であった場合は、調査結果欄に（例1）を参考に記載すること。
- 平成28年9月27日（火）時点で販売されていない商品については、現時点での販売状況の欄に「なし」と記載すること。平成26年4月時点で販売していないと報告した商品で失効届を提出していない場合は、（例2）を参考に失効届を提出していない具体的な理由を記載すること。
- 調査の結果、関与成分含有量が適切でなかった場合、調査結果報告の期限を待たずに（公財）日本健康・栄養食品協会を通じて、至急、消費者庁に報告すること。
- 表の欄が不足する場合は、適宜追加すること。